

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人高橋昭の上告趣意は、憲法三六条違反をいう点もあるが、その実質はすべて量刑不当の主張であり、同脇鉄一の上告趣意中、憲法一三条違反をいう点は、所論施行令四四条の三の規定はアルコール類の摂取自体を禁ずる趣旨ではないから、所論は前提を欠き、その余の点は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四七年一一月一三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岩	田	誠
裁判官	大	隅	健一郎
裁判官	藤	林	益三
裁判官	下	田	武三
裁判官	岸		盛一